

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する訓令

(制定：平成23年9月8日 和歌山県警察本部訓令第21号)

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する訓令を次のように定める。

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する訓令

(趣旨)

- 第1条 この訓令は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第3項又は第18条第4項（条例第19条第2項及び第20条第7項において準用する場合を含む。）の規定により退職手当管理機関（条例第14条第2号に規定する退職手当管理機関をいう。）が行う意見の聴取の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の手続については、職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年和歌山県規則第73号。以下「規則」という。）の規定の例による。この場合において、規則本則中「知事」とあるのは「和歌山県警察本部長」と、規則別記第1号様式及び別記第3号様式中「和歌山県知事」とあるのは「和歌山県警察本部長」と、規則別記第1号様式中「知事に」とあるのは「和歌山県警察本部長に」と読み替えるものとする。

(細目的事項)

- 第2条 この訓令に定めるもののほか、前条第1項の手続に関する細目的事項については、別に定める。